

令和5年第3回東広島市議会臨時会

報 告 事 項

令和5年8月

目 次

報 告 第 1 8 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 1 9 号	専決処分の報告について……………	3
報 告 第 2 0 号	専決処分の報告について……………	5
報 告 第 2 1 号	専決処分の報告について……………	9

報告第18号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月21日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
5万3,350円
- 2 専決処分年月日
令和5年7月31日

(報告理由)

令和5年5月26日、志和町志和堀の民家の敷地内において、駐車しようとして方向転換した公用車が当該民家のポーチに接触し、当該ポーチのタイルを損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第19号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月21日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

- (1) 損害賠償の額 10万8,900円
- (2) 債 権 者 東広島市八本松町原1264番地
有限会社八本松クリーナー
代表取締役 高 嶋 義 信

2 専決処分年月日

令和5年8月7日

(報告理由)

令和5年4月13日、市道上組16号線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、特殊自動車^カが走行していたところ、当該道路が陥没し、当該特殊自動車のオイルタンク等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第20号

専決処分の報告について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月21日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、条例において引用している同令の用語の整理を行うため、東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年8月1日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

- (1) 東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年東広島市条例第35号）第15条第1項第4号及び第44
条
- (2) 東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2
6年東広島市条例第36号）第25条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第21号

専決処分の報告について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月21日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年8月1日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。
第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

